

安全衛生推進者養成講習のご案内

(大分労働局長登録番号 第 大分3-推1 号)

標記養成講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講いただきたく、ご案内申し上げます。

記

1 日時・会場

回	講習日	時間	会場	受付開始	申込期間
1	令和8年9月3日(木) 4日(金)	8:30~16:55 8:30~11:40	大分県労働基準協会 (由布市挾間町三船415番地12)	8:10~	7月1日(水) ~ 8月7日(金)
2	令和9年2月9日(火) 10日(水)	8:30~16:55 8:30~11:40	大分県労働基準協会 (由布市挾間町三船415番地12)	8:10~	12月7日(月) ~ 1月15日(金)

※ 遅刻、早退、一時外出等により法令に定められた講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。
遅刻した場合、受講をお断りすることがありますので、時間に余裕をもってお越しいただきますようお願いいたします。2 受講料等(税込) **テキストの改訂予定がありますので、最新の情報をご確認の上お支払いをお願いいたします。**

区分	受講料	テキスト代	合計
一般	12,100円	1,430円	13,530円

3 定員 70名 (定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続(電話で空き状況をご確認後、お申込みください。)

申込先	〒870-0015 大分市新川西1-7-34 板井ビル2階 (一社)大分県労働基準協会 大分支部 TEL:097-534-7430 FAX:097-594-5110 E-mail:oita-b@oita-roukikyo.or.jp
申込書提出先	・所定の受講申込書を、大分支部までご送付またはご持参ください。受講申込書は、大分県労働基準協会ホームページから取得できます。(http://www.oita-roukikyo.or.jp) また、支部にもございます。
本人確認書類	・当協会での受講が初めての方は、氏名・生年月日の確認ができる本人確認書類(運転免許証等の公的書類)の写しを添付してください。
写真	・写真2枚をご準備ください。(サイズ3×2.4cm、上三分身、脱帽、無背景、色付きメガネ不可、6か月以内に撮影された鮮明な同一の写真。裏面に氏名を記入)
受講料等支払先	・講習開始10日前までに、 受講料・テキスト代の合計 を銀行振込または大分支部窓口にてお支払いください。 振込先:大分銀行本店 普通 3187761 名義:(社)大分県労働基準協会大分支部
修了証交付について	・修了者には修了証を交付いたします。

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は原則として払い戻しいたしませんので、ご了承ください。
- ③ **受講料、テキスト代等はテキストの改訂等の事情により改定することがあります。**

※参考事項

労働安全衛生法第12条の2では、下記注1記載の業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、労働安全衛生規則第12条の3に基づき都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者等、一定の資格を有する者を安全衛生推進者(注1記載の業種以外の業種については衛生推進者)として選任し、その者に事業場における安全衛生の業務を担当させなければならないことになっています。

注1.(安全衛生推進者の選任を要する業種)

- ◇ 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ◇ 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

注2.(衛生推進者の選任を要する業種)

- ◇ 上記、注1記載の業種以外の業種